

第4回 有田町上下水道事業審議会

事務局:お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、第4回目の上下水道事業審議会を開始いたします。よろしくお願いいたします。前回までの審議会では、日本下水道事業団の加藤様にアドバイザーとして参加いただいております。今回も参加いただく予定でしたが、急遽他の用務が入られたとのことですので、残念ですが今回は欠席されています。今日は答申書の内容と、これまでの審議会での協議内容をふまえ、それぞれの事業で経営戦略の改定案を作成していますので、この2点について審議をお願いしたいと思います。それでは藤会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

藤会長:皆様お疲れ様です。有田町のダムの貯水率が回復し、夜間断水は回避という記事が今日の新聞に掲載されていました。とりあえずは一安心ですが、依然予断を許さない状況だと思っています。それでは議事に入ります。まずは答申書(案)の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局:最初に下水道使用料の改定に関する内容についてです。審議の中で決定いただいたとおり、(1)下水道使用料を20%増額改定すること、(2)改定の時期を令和9年4月請求分からとすることを記載しています。附帯意見として、①丁寧な説明を行い周知に努めること、②経費の削減に努めることに加え、③として「健全な事業運営のために、事業の根本的な改革を視野に入れ、今後も考察を続けてもらいたい。」と記載しています。今回の審議会の中で、度々将来的な事業の在り方についてご意見をいただきました。今回料金改定をさせていただきますが、今の事業形態を継続するとなると、料金改定を繰り返さなければならない状況が想定され、今後の事業の在り方について検討を行う時期にきていると考えています。次のページが改定後の料金表になります。基本料金が現行の1,700円から2,040円、従量料金については、11 m³から20 m³までが150円から180円、21 m³から50 m³までが170円から210円、51 m³から100 m³までが200円から240円、101 m³以上が230円から280円に改定することとなります。次に水道料金の改定についてです。(1)水道料金を10%増額改定すること、(2)実施時期については、下水道使用料の改定から1年後である、令和10年4月分から適用することとしています。附帯意見として、下水道の内容とあまり変わりませんが、①丁寧な説明を行い周知に努めること、②料金改定後においても、効率的な事業経営を継続し、健全な経営を維持するよう努めることを記載しています。また、③として「高度経済成長期に整備した施設的大量更新や大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えて、今後も積極的な人材育成、技術継承に努められたい。」という一文を追加しています。水道事業に限らず下水道事業につ

いてもですが、工務担当職員の確保に苦慮しており、事業継承が可能なのかという点で非常に厳しい状況にあります。事業を維持していくためには資金も当然必要ですが、人的な資源も確保する必要があります。次のページが改定後の料金表になります。メーターの口径別に基本料金を設定しており、口径が 13mm の場合、現行の 748 円から 822 円、20mm で 1,955 円から 2,150 円、25mm および 30mm で 4,485 円から 4,933 円、40mm で 13,800 円から 15,180 円、50mm で 20,700 円から 22,770 円、75mm で 51,750 円から 56,925 円に改定することとなります。従量料金につきましては、8 m³までが 104 円から 114 円、9 m³から 15 m³までが 196 円から 215 円、16 m³以上が 219 円から 240 円に改定することとなります。以上が下水道および水道の料金改定に関する答申(案)となります。次のページをお願いします。3、4 として汚水事業および水道事業の経営戦略の見直しについてということで、内容は同じになります。今回の審議会審議内容を踏まえ、各事業経営戦略の改定(案)を作成していますので、後ほど各担当より説明します。料金改定の資料として活用できるよう、今後も 5 年ごとに見直しを行いなさいという内容になっています。以上が答申の内容となり、その他添付資料として審議会委員の皆様の名簿、審議の経過をつけています。文言の修正や追加等、ご意見をお伺いできればと思います。

藤会長: ありがとうございます。ご意見等ありましたら発言をお願いします。

委員 3: 下水道使用料の改定に関する答申の附帯意見③として、「事業の根本的な改革を視野に入れ、今後も考察を続けてもらいたい」とありますが、具体的にはどういうことでしょうか。

事務局: 現在、浄化槽事業を市町で設置し、市町で管理する市町設置型により実施していますが、個人で設置され個人で管理していただく個人設置型への転換が 1 点です。また、第 1 回目の審議会で農業集落排水事業が独立採算を達成するためには、約 900%増額の料金改正が必要と、あまりにも現実的ではないため個人設置型浄化槽への転換を検討するというものです。実現可能かは現時点では何とも言えませんが、議論は必要だと思います。答申の中に含めた方がよいでしょうか。

委員 3: 含めなくてもよいですが、理解はしておく必要があると思います。

藤会長: 他に意見等無いようですので、この内容により答申書を町長に提出します。続きまして、経営戦略の改定について事務局より説明をお願いします。

事務局: まずは経営戦略とは何かということについて説明いたします。経営戦略とは、総務省が定めている様式となりまして、各事業の経営状況についてホームページ等で公開し、住民さんが確認できる状態であること、遅くとも 5 年毎に見直しを行うことが求められています。また、

公共下水道事業については、こういった審議会等の場で審議をいただいて、経営戦略の更新を行うことが国庫補助の要件となっており、今回審議をお願いしています。それでは公共下水道事業の経営戦略改定の内容について説明いたします。接続人口や有収水量の将来見込を令和7年度末までの実績に基づき時点修正しています。前回の経営戦略改定時と比較し、維持管理費用が増加したことに伴い経費回収率が悪化しており、令和6年度末で92.47%でしたが、令和7年度は83.40%となっています。この経費回収率については100%以上であることが望ましいとされていますが、令和8年度の予算額ベースでの見込は68.50%になると見込んでいます。悪化する要因としては、今後の投資計画を策定する必要があり、委託料として2,000万円前後の費用を要するためです。令和9年度は改善する見込で、今回審議いただいた料金改定を考慮しますと105%ほどになると見込んでいます。続いて前回の経営戦略からの改定点について説明します。「1.事業概要」につきましては、時点修正をしています。公共下水道は平成13年度に供用開始していますので、令和7年度末で供用開始から24年が経過したということになります。処理区域内人口密度については、令和7年度末で1haあたり21.5人と修正しています。広域化について、計画区域内の管路布設工事が完了したため、文言の「整備」を「管理」に修正しています。共同化について、下水道使用料の徴収を水道事業により、水道料金と合わせて徴収している事を追記しています。最適化について、公共下水道区域に近い浄化槽区域において宅地開発が計画されている地域があり、維持管理費の観点から、浄化槽を設置するよりも公共下水道に接続した方が経済的であると考えられるため、公共下水道区域外からの公共下水道への接続を検討・協議しており、その内容を追記しています。使用料については、各料金体系について、令和9年度に改定を計画している事を追記し、過去3年度分20m³の場合の料金実態を時点修正しました。組織については、平成20年度に水道事業所と下水道課の統合以来、正規職員数が16名から12名に減少していることを記載しています。民間活力の活用等につきまして、国からは管路の修繕等も含めて民間委託を検討するよう指示があっていますが、有田町においては維持管理を委託している業者に対し修繕管理を含めた、委託業務をすべて受注することは困難である旨記載しています。また、下水道の汚泥からガス、エネルギーを生成することを検討しなさいという指示も国からありますが、有田町では1日あたり1,600 m³ほどの汚水流入が無く、10,000 m³ほどの汚水流入が無いと費用の回収が難しいという検討結果もあることから実施困難であるということを記載しています。経営比較分析表につきましては、総務省が全国の団体の決算状況を収集し、同規模の他団体と比較した場合の経営状況について分析しなさいという表であり、これについても時点修正を行っています。「2.将来の事業環境」については、人口予測等を記載する欄になります。資料の13ページをご覧ください。先ほども少しお話がありましたが、個別処理への転換等の

最適化の検討を2年～4年毎を目安に検討、経営戦略の見直しを行い審議会に諮るといったようなタイムスケジュールを記載しています。業績目標につきましては、毎年2%ずつ接続人口を伸ばしていきたいということを記載しています。多い年で4%ほど伸びた年もありましたが、近年は鈍化しており、2%ずつでも伸ばしたいという目標としています。水道件数に対する接続件数も同様に2%ずつの増加を目標としています。究極の目標としては、処理区域内の全員が接続され接続率が100%となることですが、実際には難しいため80%を現実的な目標としています。資料の14ページをご覧ください。基準外繰入金の経常費用に対する割合を記載しています。料金改定の一番の目的は、一般会計からの基準外繰入金を削減することです。今回の料金改定により、公共下水道事業では約2,500万円の料金収入の増を見込んでいます。災害等に備え資金を確保したいという思いもありますが、料金改定の効果を極力大きくしたいということで、目標とする現金の確保額を下げ、基準外繰入金の削減に取り組み、その結果として5,000万円ほど削減できればと考えています。その他では大きな改正箇所はありません。資料をご確認いただき、ご不明な点等ございましたらお尋ねいただければと思います。以上で公共下水道事業の経営戦略改定についての説明を終わります。

事務局: 浄化槽事業の経営戦略改定について説明します。時点修正が主な内容となり、計画期間、供用開始後年数等を時点修正しています。処理区域内人口については、接続件数の伸びは鈍化しているものの、年々増加しており令和3年度末時点の0.78人/haから令和7年度末時点の0.92人/haに時点修正しています。広域化・共同化・最適化の実施状況につきましては、現在の市町型浄化槽から個人管理の浄化槽への転換について検討を行う旨追記しています。また、料金徴収について、水道料金と合わせて徴収していることを記載されていなかったため追記しました。指定管理者制度について、単に実施なしとしていましたので、実施していない理由を追記しました。資料の4ページをご覧ください。処理区域内人口の予測について、社人研の推計に基づき時点修正をしています。使用料収入の見通しについて、令和9年度より、20%増の料金改定を計画している旨追記しています。5ページ、6ページの投資財政計画についても同様に、使用料金の20%増額改定を反映し作成しています。資料の10ページをご覧ください。経費回収率の推移としては上昇していくのが理想ですが、接続が増えると使用料収入の増加よりも経費の増加が上回ってしまい、経費回収率が下がっていく見込です。接続率につきましては、年間40基ほど浄化槽設置を行っており、伸び方は鈍化していますが、上昇していくと見込んでいます。今回の審議会の中で今後の事業の在り方について検討するべきという意見をいただきましたように、今後市町設置型から個人設置型への切り替えについて検討が必要だと考えています。以上で浄化槽事業の経営戦略改定についての説明を終わります。

事務局: 農業集落排水事業経営戦略の主な改定点について説明させていただきます。処理区域内人口密度は、処理区域内人口の減少に伴い、令和 3 年度末時点での 17.1 人/ha から令和 7 年度末時点では 15.8 人/ha となっています。汚水処理原価という 1 m³の汚水を処理するのに要する経費を表す指標がありますが、総務省によると、60 人/ha を下回るとこの指標が上昇するとされており、この目安を大きく下回る数値となっています。処理区域内人口、有収水量、使用料収入の将来見通しについて時点修正を行いました。使用料収入を例とすると、令和 4 年度改定の経営戦略において令和 7 年度は 570 万円ほどと見込んでいました。しかし、令和 7 年度の決算額は約 520 万円と当時の推計を大きく下回る結果となりました。このような状況を踏まえ、近年の実績に基づき再推計を行いました。経営の基本方針、今後の投資計画について記載する箇所が経営戦略の中にありますが、令和 7 年度に策定した「最適整備構想」、今年度策定中の「維持管理適正化計画」に基づき、事業の効率化および投資の平準化に努めること、浄化槽による個人処理への転換も含めた事業の在り方について検討を行うことを記載しています。投資財政計画の収益的収支につきましては、下水使用料の 20%増額改定および接続人口の減少、委託料、動力費等の経費について、近年の資材、人件費の高騰を勘案した将来見込を反映しています。資本的収支につきましては、令和 11 年度より実施予定の両処理場における更新工事に係る費用、国庫補助収入、企業債の借入等を反映し作成しています。以上で農業集落排水事業の経営戦略改定についての説明を終わります。

事務局: 浄化槽事業、農業集落排水事業については、答申としていただく内容に合わせ、個人設置型への転換を検討するということを経営戦略の中に反映した内容となっています。続いて水道事業の経営戦略改定について担当より説明します。

事務局: 水道事業経営戦略の主な改定点について説明させていただきます。これまで水道事業の経営戦略は独自様式により作成していましたが、総務省が推奨している様式により作成しています。内容としましては、給水人口、有収水量、使用料収入の将来見通しを近年の実績値に基づき再推計しています。投資財政計画の収益的収支につきましては、給水人口、水需要の再推計結果、令和 10 年度より計画している水道使用料の 10%増額改定を反映しています。また、動力費、委託料等の費用の増加、人事異動による人件費の増加を加味し作成しています。資本的収支につきましては、令和 8 年度から令和 17 年度までに実施予定の更新工事に係る建設改良費、国庫補助収入、企業債の借入、企業債残高等を反映しています。水道事業については、料金回収率という指標が 100%以上であることが望ましいとされています。前回料金改定を行った直後の令和 6 年度は 105.58%と 100%を上回っていましたが、令和 7 年度の決算値では 99.25%と 100%を下回っており、令和 8 年度の見込は 98.10%と更に減少する見込です。料金改定を行うことで令和 10 年度以降 100%を上回ると考えていますが、給

水人口の減少に比例し、年々減少していく見込です。5年ごとに経営戦略の見直し、料金改定の検討を行っていく必要があると考えます。以上で水道事業の経営戦略改定についての説明を終わります。

事務局: 水道事業は唯一独立採算を維持できている事業ですが、人口の減少に伴いいずれ経営が苦しい状況になることが予想されます。料金改定を繰り返し続けることも理解を得られるかわかりませんし、何かしらの見直しが必要だと考えています。以上で各事業の経営戦略改定についての説明を終わります。

藤会長: ありがとうございます。委員の皆様から質問、意見等ありますでしょうか。

委員 2: 公共下水道事業の説明の中で、現在委託している業者に管の修繕を依頼することは困難だとの説明でしたが、他の町内業者で請負が可能な業者はないのでしょうか。

事務局: 下水道事業については、下水道の整備により、し尿汲み取り業者の仕事が減少することによる補填のようなもので、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」というものがございまして、基本的には現在委託している業者に委託し運転管理業務を行っていただくということになります。現時点では修繕に関するノウハウは持たれていませんが、町内の修繕業者と提携していただく等の方法により将来的には可能となる可能性はあります。

事務局: 答申(案)の説明の中でも申し上げましたが、町としては工務担当職員の確保に苦慮している状況ですので、いずれはお願いしなければならない状況になると思います。地元の業者の皆様には大手企業の下請けとしてではなく、元請けとして請け負っていただきたいと思いますがありますので、そういう体制づくりを業界内で検討していただければと考えています。

委員 2: 災害時のことなどを考えると、地元の業者にお願いできる方が安心ですね。水道事業について、第3回の審議会で加藤アドバイザーから現在採用している膜処理は費用が嵩むため、処理方法の見直しを検討してはとの意見がありましたが、この件についてはどうでしょうか。

事務局: 白川浄水場は土地が狭く、他の処理方式を採用するとなると倍くらいの面積が必要となり、中々難しいです。

藤会長: 他にご意見等なければ今回の審議会を終了します。全4回に渡って審議いただきありがとうございます。お疲れ様でした。